

環境対策の推進

(1) 自動車グリーン税制の延長等（低燃費かつ低排出ガスの乗用車等に係る自動車税・自動車取得税の特例措置の延長等、ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置の抜本的見直し）

自動車税のグリーン化・低燃費車に係る自動車取得税の特例措置の延長

（軽課）

	燃費基準 + 10%達成車	燃費基準 + 20%達成車
車	自動車税 概ね25%軽減 自動車取得税 15万円控除	自動車税 概ね50%軽減 自動車取得税 30万円控除

電気（燃料電池を含む）自動車、メタノール自動車、CNG自動車に係る自動車税は、概ね50%軽減

（自動車税の重課）

車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車

（低公害車、一般乗合バスを除く） …… 概ね10%重課

< 制度期間 > 2年間（平成18～19年度）

ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置の抜本的見直し

（対象）車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等のうち、以下の基準を満たしたもの

	新長期規制達成車	新長期規制値を10%以上 低減(NOx又はPM)車
燃費基準 ^(*) 達成車	1.0%軽減	2.0%軽減

(*) 今般、世界で初めて策定される重量車の燃費基準であり、これにより2015年度出荷分の車両総重量3.5t超のディーゼルトラックの平均燃費は、2002年度比で約12.2%向上するものと推定。

< 制度期間 > 2年間（平成18～19年度）

燃費性能

(ガソリン車)

燃費基準 + 10%達成車：平成22年度燃費基準より10%以上燃費性能の良い自動車

燃費基準 + 20%達成車：平成22年度燃費基準より20%以上燃費性能の良い自動車

(ディーゼル重量車)

燃費基準達成車：平成27年度燃費基準を満たす自動車

【自動車の燃費性能に関する公表制度】

「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づき、平成16年に定められた燃費基準達成車等の公表制度。平成22年度燃費基準（省エネ法に基づき、平成22年度までに達成すべき基準として平成11年に定められたもの）からみた燃費性能に応じ、ステッカーを貼付。

排出ガス性能

車：平成17年基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車

【低排出ガス車認定制度】

「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、平成12年に定められた低排出ガスの認定制度。平成17年基準（大気汚染防止法等に基づき平成15年に定められたもの）からみた有害物質の低減レベルに応じ、ステッカーを貼付。



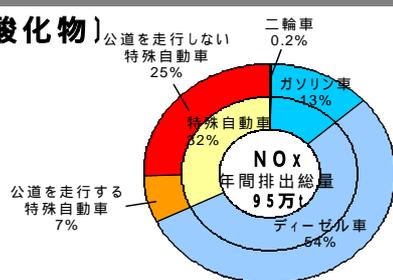
(2) 特定特殊自動車（ブルドーザ等）に係る特例措置の創設

公道を走行しない既存の特定特殊自動車について、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく新しい排出基準に適応した特定特殊自動車への移行を促進するため、新たに取得した新基準適応の特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設する。

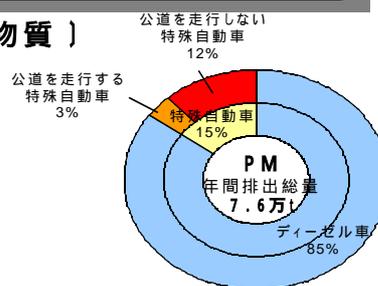
固定資産税：課税標準 3年間 1 / 2

高い割合を占める特定特殊自動車起因の排出ガス

(窒素酸化物)



(粒子状物質)



自動車台数の合計約7,900万台の内、特定特殊自動車約130万台(約1.7%)

本法律の施行による大気汚染の改善効果

特定特殊自動車の排出ガス規制により、2010年度までに、

年間排出量の削減量

窒素酸化物(NOx): 約9万トン, 粒子状物質(PM): 約2千トン

自動車以外も含めたすべての排出源からの削減率

窒素酸化物(NOx): 約4~5%, 粒子状物質(PM): 約1%

特定特殊自動車：ブルドーザ、バックホウ、トラクタショベル、クレーンなどのうち、公道を走行しない自動車をいう。